

議案第137号

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(その他の事務に係る手数料) 第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。 [(1)~(5) 略] [削る] <u>(6)</u> ~ <u>(22)</u> [略]	(その他の事務に係る手数料) 第8条 [同左] [(1)~(5) 同左] <u>(6)</u> 個人番号カードの再交付 1件につき 800円 <u>(7)</u> ~ <u>(23)</u> [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年8月11日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。